文化政策部会の設置について(案)

令和2年4月 日文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成12年6月7日政令第281号)第6条第1項及び文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第4条第1項の規定に基づき,下記2.に関する調査審議を行うため,文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第18期文化政策部会委員(案)

(令和2年4月 日現在)

(正委員)

河島 伸子 同志社大学教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト,一般社団法人フュートゥラディションワオ代表理事

石田 麻子 昭和音楽大学教授,日本芸術文化振興会プログラムディレクター(調査研究分野)

大橋 弘 東京大学教授

小林 真理 東京大学教授

土屋 恵一郎 元明治大学長

名越 章浩 NHK岡山放送局 放送部長

日比野 克彦 東京藝術大学美術学部長・教授

松井 正剛 桜井市長

湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

(専門委員)

ロバート キャンベル 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館長